

令和2年第4回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和2年5月7日(木)	13時30分 開会 14時10分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について	
日 程 第 8	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 9	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 11	議案第7号 令和元年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について	
日 程 第 12	議案第8号 令和2年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和洋	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一			8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行		
13 安藤 弘司	14 秋葉 宏之		16 本間 保利
	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	
	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
6 関口 哲治	7 友澤 勇司	11 山口 一行	
12 中原 修	15 松浦 敬貴	17 如澤 寿生	
20 渡辺 健一	21 越智 淳一		
6. 事務局			
事務局長	池田 孔紀	主 幹	宮本 則幸
主 任	國分 昌宏		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和 2 年第 4 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、17 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により本日の議事録署名委員は、23 番 長屋委員及び 24 番 島田委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p> <p>令和 2 年 3 月 27 日に開催されました令和 2 年第 3 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>3 月 30 日(月)、湧別町農協芭露支所において、農地あっせん会議が開催され、これに長屋委員、児嶋委員が出席しております。</p> <p>4 月 6 日(月)、上湧別庁舎 2 階会議室におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、佐藤委員が出席しております。</p> <p>本日、令和 2 年第 4 回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 1 号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において 8 件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の 3 ページをご覧ください。その 1、</p>

事務局

証明願出人、所有者ともに網走市、●●●●さんです。土地の所在ですが、錦町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は830㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は本間委員、中原委員、鈴木委員でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに信部内、●●●●さんです。土地の所在ですが、緑陰●●番●外計4筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は50,546㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松橋委員、中原委員、本間委員でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに上芭露、●●●●さんです。土地の所在ですが、上芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は418㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は長屋委員、児嶋委員、島田委員でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

議案書の6ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに北見市、●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は961㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、長屋委員でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

議案書の7ページをご覧ください。その5、証明願出人、所有者ともに南兵村三区、●●●●さんです。土地の所在ですが、南兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は2,068㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は渡辺委員、藤井委員、佐藤委員でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

議案書の8ページをご覧ください。その6、証明願出人、所有者ともに開盛、●●●●さんです。土地の所在ですが、開盛●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面

事務局	<p>積は17,418㎡で、利用状況は宅地・雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は秋葉委員、山崎委員、山口委員でございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。その7、証明願出人、所有者ともに開盛、●●●●さんです。土地の所在ですが、開盛●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,166㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は山崎委員、佐藤委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。その8、証明願出人、所有者ともに富美、●●●●さんです。土地の所在ですが、富美●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,048㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松田委員、関口委員、山口委員でございます。</p> <p>(別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。先に7ページその5について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから7ページその5の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に9ページその7について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。これから9ページその7の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>
<p>委員一同</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第1号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の11ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第</p>

事務局

18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において4件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の12ページをご覧ください。

番号1番、利用権の設定をした者、緑町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、緑町、●●●●さん。利用権設定に係る土地の所在は曙町●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は19,646㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年3月27日から令和11年3月26日までの10年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月24日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は1,854㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年4月25日から令和2年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年3月19日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は11,264㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年11月20日から令和7年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月6日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は25,899㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年3月29日から令和4年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていました

事務局	<p>が、賃借人の都合により令和2年4月14日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料30ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書13ページをご覧下さい。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書14ページをご覧下さい。申請者の譲渡人が緑町、●●●●さん、譲受人が緑町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、曙町●●番●外計2筆で合計面積は10,970㎡です。申請理由は譲受人が経営規模拡大のためとなっており、権利の種類は使用貸借となっております。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おは</p>

議 長	かりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。
	日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書 1 5 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 4 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書 1 6 ページをご覧ください。
	申請者が富美、●●●●さん。申請地の所在ですが、富美●●番●の内外計 2 筆で合計面積は 5, 1 5 1 m ² です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、事業費は 3 5, 0 0 0 千円で、転用理由は、牛舎、パドック、堆肥場建設に伴い経営規模拡大を図るもので別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 1 0・1 1 ページにより位置説明)
	以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 4 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第 4 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決

議 長	<p>されました。</p> <p>日程第 8、議案第 5 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 18 ページをご覧ください。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 3 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 19 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番。譲渡人が緑町、●●●●さん。譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、曙町●●番●の内外計 2 筆で合計面積は 5, 647 m²です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 918, 000 千円で、転用理由はバイオガスプラントを建設し経営規模拡大を図るもので、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 12・13 ページにより位置説明)</p> <p>番号 2 番。譲渡人が志撫子、●●●●さん。譲受人が志撫子、●●●●さんです。申請地の所在ですが、志撫子●●番●外計 3 筆で合計面積は 27, 897 m²です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 465, 740 千円で、転用理由は牛舎、飼料庫、スラリーストアを建設し経営規模拡大を図るもので、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 14 ページにより位置説明)</p> <p>番号 3 番。譲渡人が神奈川県、●●●●さん。譲受人が大阪府、●●●●さんです。申請地の所在ですが、上湧別屯田市街地●●番●外計 4 筆で合計面積は 3, 178 m²です。転用目的は、太陽光発電所建設のためであり、権利の種類は所有権、事業費は 13, 906 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 15・16 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第 5 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 5 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。 日程第 9、議案第 6 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の 2 3 ページをご覧ください。議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が 7 件、賃借権が 4 件、使用貸借が 1 件提出されております。 内容の説明をしますので、議案書の 2 4 ページをご覧ください。 まず、所有権移転でございます。番号 1 番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。 所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は 2, 0 8 3 m ² であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 5 月 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 2 年 8 月 3 1 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1 0 0, 0 0 0 円でございます。 (別冊資料 1 7 ページにより位置説明) 続きまして番号 2 番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。 所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計 2 筆で合計面積は 5, 5 3 1 m ² であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法

事務局

律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月7日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、400,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計7筆で合計面積は50,925㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月7日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年5月8日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,855,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、上芭露、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計3筆で合計面積は19,521㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月7日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年6月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,608,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は2,319㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月7日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年5月29日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、510,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

事務局

番号6番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございませう。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は11,264㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。

所有権移転の時期でございませうが、令和2年5月7日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年10月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,590,000円でございませう。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございませう。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は9,776㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。

所有権移転の時期でございませうが、令和2年5月7日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年10月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,248,000円でございませう。

(別冊資料23ページにより位置説明)

続きまして議案書の25ページをご覧ください。賃借権でございませう番号1番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございませう。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●の内外計9筆で合計面積は29,567㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。

利用権の期限でございませうが、本日、令和2年5月7日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は103,000円でございませう。

(別冊資料24ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございませう。

利用権設定に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計5筆で合計面積は23,081㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。

利用権の期限でございませうが、本日、令和2年5月7日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は80,000

事務局	<p>円でございます。 (別冊資料25ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計16筆で合計面積は144,391㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月7日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は721,000円でございます。 (別冊資料26・27・28ページにより位置説明)</p> <p>番号4番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計4筆で合計面積は12,040.22㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月7日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は60,000円でございます。 (別冊資料29ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の26ページをご覧ください。使用貸借でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計5筆で合計面積は10,900㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月7日から令和11年12月31日までの10年間となっております。 (別冊資料30ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから、議案第6号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第6号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案の通り可決されました。</p> <p>日程第10、議案第7号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の27ページをご覧ください。議案第7号、令和元年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和元年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についての点検・評価について審議を求めるものでございます。</p> <p>議案書の28ページをご覧ください。これは農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により6月30日までに公表することとされているものです。各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>28ページ「農業委員会の状況」ですが、耕地面積や農家数などは2015年農林業センサスに基づき記載しており、5年ごとの調査のため2020年調査結果まで前年と同数になります。</p> <p>農地台帳面積は前年度11,054haから418ha減の10,636haとなっております。これは固定資産台帳の現況地目を町内全域で見直し、畑から宅地等に変更したことによるものです。</p> <p>認定農業者数は前年度238件から10件減の228件となっております。</p> <p>次に29ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、集積実績は前年度9,768haから134ha減の9,634haとなっております。これは先ほど説明しました現況地目を町内全域で見直した結果によるものです。</p> <p>次に30ページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、新規参入者はおりませんでした。平成29年度の新規参入者は上芭露の●●●●さんです。</p>

事務局	<p>次に31ページ「遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、本町は遊休農地が存在しないため、解消に関する取り組みはありませんでした。</p> <p>次に32ページ「違反転用への適正な対応」ですが、違反転用面積が無く、指導実績はありませんでした。</p> <p>次に33ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、農地法第3条に基づく許可は年間5件処理しました。また、農地法第4条と第5条の農地転用に関する事務は年間8件処理しました。どちらも総会議事録をホームページで公表しております。</p> <p>次に34ページ「農地所有適格法人」に関してですが、新規に東の●●●●さん、東の●●●●さんそして南兵村三区の●●●●さんの3法人が加わり、合計31法人となりました。</p> <p>次に35ページ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については、特に受けておりません。</p> <p>次に「事務の実施状況の公表等」についてですが、総会議事録と委員会の活動計画の点検・評価をホームページで公表しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第7号の議案について質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第7号の採決を行います。おわかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第7号は、原案の通り可決されました。</p>
事務局	<p>日程第11、議案第8号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。議案第8号、令和2年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。</p>

事務局	<p>令和2年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めるものであります。</p> <p>こちら先ほど説明した「点検・評価」と同じく、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により6月30日までに公表することとされているものです。 各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>37ページ「農業委員会の状況」ですが、農家・農地等の概要について、2015年農林業センサスに基づき記載しております。</p> <p>次に38ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、現状の88.40%に対して、目標設定を90%としております。</p> <p>次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、過去3年間では、平成29年度の●●●●さんの1経営体のみとなっております。今年度は東芭露で●●●●さんが新規就農しており、1経営体を目標としました。</p> <p>次に39ページ「遊休農地に関する措置」及び「違反転用への適正な対応」では、引き続き事例が無いものとなりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第8号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから議案第8号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案の通り可決されました。

議 長

本総会に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和2年第4回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員